

宮津市公報

平成24年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

告 示

93 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	1
94 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	1
95 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	1
96 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	2
97 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	2
98 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	2
99 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	3

公 告

13 消防訓練におけるサイレンの吹鳴	3
14 農用地利用集積計画の縦覧	3
15 宮津農業振興地域整備計画の軽微な変更の縦覧	3
16 宮津市営住宅の入居者の公募	4
17 市有土地・建物売払の一般競争入札	4
18 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	7
19 公示送達	8
20 宮津市農地利利用集積円滑化事業規程の作成に係る縦覧	8

水 道 企 業

《告 示》

5 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	9
---------------------------	---

教 育 委 員 会

《告 示》

10 宮津市教育委員会定例会の招集	9
-------------------------	---

農 業 委 員 会

《告 示》

4 宮津市農業委員会総会の招集	9
-----------------------	---

告 示

宮津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 大 浦 貴 之
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月9日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 森 岡 孝
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月9日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年5月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 漁師町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 事務所の所在地
<以下揭示済>
 - (2) 代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 井 田 富 博
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成24年4月16日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 佐藤幸正
- 3 変更年月日 平成24年4月14日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月23日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第97号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 升田榮二
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月23日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第98号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 小室秀雄
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年5月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 松 田 和 代
- 3 変更年月日 平成24年4月17日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成24年5月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

公 告

宮津市公告第13号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成24年4月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字日置地内	平成24年4月15日 午前9時00分ごろ	11台

* * *

宮津市公告第14号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成24年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成24年4月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成24年4月13日
至 平成24年4月27日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第15号

宮津農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

平成24年4月13日

宮津市長 井上正嗣

1 縦覧期間

平成24年4月13日以後、常時据え置くこととします。

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第16号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成24年4月16日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
のぞみが丘	宮津市字万年	16,600~24,700	1	4DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成24年4月20日（金）から平成24年4月27日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成24年5月1日（予定）

* * *

宮津市公告第17号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成24年4月20日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19m ²	17,602,000円
2	馬場先-	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58m ²	12,595,000円
5	鶴賀-	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79m ²	9,230,000円
6	鶴賀-	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56m ²	7,872,000円

10	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番3他 2筆	宅地	194.95m ²	5,021,000円
			建物	延べ床(33.84m ²)	
11	東波路	宮津市字波路小字ランバ102番46	宅地	196.44m ²	6,462,000円
12	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86m ²	3,662,000円
			建物	延べ床(85.18m ²)	
13	須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90m ²	8,788,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号10及び12の建物（12は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 物件番号1、2、5、6、10、11及び12は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。物件番号13は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

(1) 受付期間

持参の場合：平成24年4月23日（月）から平成24年5月10日（木）までの毎日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。ただし、5月10日（木）は、午前10時まで

郵送の場合：平成24年4月23日（月）から平成24年5月7日（月）まで

(2) 受付場所 宮津市財務室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市財務室管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地案内

平成24年4月23日（月）から平成24年5月7日（月）までの間（午前9時から午後5時まで）、物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市財務室管財契約係 電話0772-45-1611

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成24年5月10日（木） 午前10時30分開始 物件番号順に行う。

受付を午前9時から午前10時までにすること。

(2) 場 所 宮津市役所本館南棟1階第2会議室

なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7各号に該当しない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の

規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を預けていない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 平成24年度第1回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注）「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注）役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (3) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員
- (5) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。
- (2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。

- (3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額(円未満切上げ)を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること(売買代金の一部に充当することができる。)
- (5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則及び平成24年度第1回市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345- 1

宮津市財務室管財契約係 電話0772 - 45 - 1611

* * *

宮津市公告第18号

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年4月20日

宮津市長 井上正嗣

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
京都府丹後保健所	「平成23年京都府民健康・栄養調査」の被調査者の情報収集を行なう。	平成23年10月4日	上司地区の住民54人
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行なう。	平成23年12月8日	平成6年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた男女189人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所 所長中村光明 (京都府府民生活部人権啓発推進室)	「『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査」の調査対象者を抽出する。	平成23年9月14日	満20歳以上の男女計24人
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 (総務省情報通信国際戦略局)	「平成23年通信利用動向調査」の調査対象者を抽出する。	平成23年12月13日	亀ヶ丘、城東、池ノ谷、浜、上地区の平成3年4月1日以前に生まれた男女計172人

株式会社総合環境計画京都事務所 所長 泉朋徳 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成23年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成23年12月27日	満24歳以上の男女計24人
---	-------------------------------	-------------	---------------

* * *

宮津市公告第19号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年4月24日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11第1項の規定による宮津市農地利用集積円滑化事業規程の作成について、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年8月29日農林水産省令第34号）第12条の15の規定により公告し、当該規程（案）を次により縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該宮津市農地利用集積円滑化事業規程（案）について、意見書を提出することができます。

また、当該宮津市農地利用集積円滑化事業規程（案）に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

平成24年4月27日

宮津市長 井上正嗣

1 縦覧期間

自 平成24年4月27日

至 平成24年5月11日

2 縦覧場所

宮津市産業振興室（別館3階）

3 意見書の提出先等

(1) 提出先 宮津市産業振興室

(2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。

(3) 提出期限 平成24年5月11日

ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 宮津市農地利用集積円滑化事業規程（案）に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限りします。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、宮津市農地利用集積円滑化事業規程を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 異議の申出先等

(1) 申出先 宮津市産業振興室

(2) 申出方法 郵送又は持参によることとします。

(3) 申出期限 平成24年5月11日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、

異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る宮津市農地利用集積円滑化事業規程（案）の変更案
- ・異議申出に係る宮津市農地利用集積円滑化事業規程（案）の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・異議申出の年月日

水道企業

〈告示〉

宮津市水道告示第5号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成24年4月9日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S12121号

- (1) 名称 株式会社アクアテック
- (2) 所在地 福知山市字猪崎3412番地
- (3) 代表者 代表取締役 三穂恭規

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第10号

平成24年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年4月13日

宮津市教育委員会
委員長 生駒正子

- 1 日時 平成24年4月23日（月）午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年4月6日

宮津市農業委員会
会長 小嶋保徳

- 1 日時 平成24年4月13日（金） 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題 議第8号 農地法第3条の許可申請に係る許可について